

日本アメリカ史学会 第 22 回年次大会報告書

日時 2025 年 9 月 13 日（土）・14 日（日）

会場 愛知県立大学長久手キャンパス（愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522 番 3）

1 日目 9 月 13 日（土）

シンポジウム A 13:30～17:00（S 棟 101 教室）

労働運動から再考するアメリカ史

報告者：

徳永悠（京都大学）

「環太平洋の労働現場」とストライキ

——1930 年代ロサンゼルスにおける日墨移民集団間の対立と調和

中島醸（拓殖大学）

アメリカの産業の変化と労働運動

高橋茜（南カリフォルニア大学・院）

『歩きながら道をつくる』——米国高等教育・大学院生労働者労働運動の現在地

コメンテーター：

鈴木玲（法政大学）、土屋和代（東京大学）

司会者：

南修平（専修大学）

2020 年代のアメリカ合衆国においては、労働運動が新たな高揚の兆しを見せ始めている。本シンポジウムではこの時流を背景に、労働運動からアメリカ社会を振り返り、その未来を展望することを目的として報告が行われた。

第一報告は、徳永悠氏（京都大学）による『「環太平洋の労働現場」とストライキ：1930 年代ロサンゼルスにおける日墨移民集団間の対立と調和」と題された報告であった。徳永氏はロサンゼルス郡の日本人移民とメキシコ人移民の集団間関係に注目し、1936 年に発生したヴェニス・ストライキを事例に日墨両移民間の人種・階級的境界を越えた労働運動について分析した。ニューディール期のロサンゼルスは、白人地主・日本人借地農・メキシコ人農業労働者が序列関係を構築する「環太平洋の労働現場」であった。徳永氏は、こうした状況を背景にストライキを主導したメキシコ人農民・労働者組合連合（CUCOM）に対する日本人の反応を分析し、従来の研究でなされていた階級意識形成の失敗という評価への再検討

を促す。そして結論として、同時期に日本人移民は他の少数派移民集団と相互調和の重要性を認識するに至ったと指摘し、複数の人種エスニック集団の越境的関係がロサンゼルス農地における労働現場に顕現していることの環太平洋史的意義を論じた。

第二報告は、中島釀氏（拓殖大学）による「アメリカの産業の変化と労働運動」と題された報告であった。中島氏は、新たな展開を見せる労働運動の意義を検討するにあたって、ニューディール期以降のアメリカ労働運動の展開を整理した。広範な社会経済的問題への関与をも含むニューディール期の労働運動としての「社会運動ユニオニズム」は、第二次世界大戦後の団体交渉を重視する潮流の中で、利益集団化した組合による「ビジネスユニオニズム」に取って代わられた。しかし中島氏によれば、近年は製造業からサービス業中心へと向かう産業構造の変化や都市部における組織化の進展により、白人男性以外をメインアクターとする新たな労働組織が生まれているという。様々なデータからこうした動向を根拠づけた上で、中島氏は、もはや労働運動に社会運動的な性格が定着しつつあるのではないかとの見通しを示した。

第三報告は、高橋茜氏（南カリフォルニア大学・院）による『『歩きながら道をつくる』：米国高等教育・大学院生労働者労働運動の現在地』と題された報告であった。高橋氏は、南カリフォルニア大学の教員・職員・院生・研究員を組織している全米自動車労働組合(UAW) ローカル 872 での自身の活動経験から、現代のアメリカにおける高等教育労働者の組織化の状況を紹介した。2025 年に創設 90 周年を迎えた UAW は、経済的变化や非民主的な組合体制を原因とした自動車産業分野での組織化の停滞を背景に、他業種の組織化へと向かいつつある。高橋氏は、こうした状況下で組織された高等教育労働者たちは、「求心力と遠心力」を併せ持つ多業種組合の中で「社会運動ユニオニズム」を実験的に実践しており、組合活動の中でジョブ・セキュリティの観念が相対化されている点で特筆すべき存在なのではないかと述べた。

これらの報告を受け、コメンテーターの鈴木玲氏（法政大学）は「社会運動ユニオニズム」を中心に各報告者へ問いを投げかけた。中島氏には、政治的な要因から定着をみた「ビジネスユニオニズム」に対して「社会運動ユニオニズム」はどれほどの広がりを見せたのかと問いかけ、これに対して中島氏は、「ビジネスユニオニズム」は保守政治の進展による定着という側面も確かにあったものの、利益集団化していく組合という政治以外の側面にも注目すべきだと主張した。また高橋氏には、活動経験を通じた「社会運動ユニオニズム」の定義、そして多業種組合の中で社会運動的性格を発揮する中での利害対立の可能性について問うた。高橋氏はこれに対し、「社会運動ユニオニズム」は組織化の一手法であり、あくまで組合にしかできない労働協約の締結や監視といった活動を前提に、ミクロな認識とマクロな認識を両立させていく必要があること、また多業種組合ゆえの分断は最初から想定される

べきであり、必要なのはアメリカ各地の多様な労働者との対話の場であるということを応答した。そして高橋氏は、課題は依然山積しつつも、労働運動に残された手法はもはや「社会運動ユニオニズム」しかないのではないかと認識を示した。

また土屋和代氏（東京大学）は、労働運動史におけるインターセクショナリティに関してコメントした。徳永氏に対しては、農地に注目することで可視化／不可視化されるものについて、また人種とジェンダーの交差について問うた。これに対し徳永氏は労使が同じ場所で作業をしているという点に労働の場としての農地の特徴があるとし、フィリピン人や女性といった他の集団へと分析対象を拡大できる可能性を示唆した。また高橋氏には UAW872 がアカデミズムの壁をいかに乗り越えているかとの問いを投げかけたのに対し、高橋氏は、社会運動を利用した組織化の進展が見られるものの、地域社会や他組合との連携は十分ではないと自省的に顧みた。

またフロアからも、労働組合以外の労働運動とは何か、また労働運動史研究の新たな視点はどこに見出せるかといった、刺激的な問いが提起された。特に徳永氏が示した、生きることと同時に死ぬこと、すなわち社会保障や葬儀といった生活文化全体を眼差す視点がこれからの労働運動史に必要なのではないかという展望は非常に印象的であった。

シンポジウムを通じて、「社会運動ユニオニズム」をキーワードに、労働運動とアメリカ社会の展望を会場全体で議論する雰囲気があった。今後こうした問題意識の共有を足がかりに、よりソリッドでインターセクショナルな労働史研究、またアカデミアの境界線を越えた対話を促すような歴史実践が、新たな展開が期待される重要な機会となったと言える。

（文責 内川創達）

2日目 9月14日(日)

自由論題報告 9:30~11:30 (H棟 201教室/202教室)

セッションA

第1報告

土屋匠平(一橋大学・院)

20世紀転換期フィラデルフィアにおける黒人児童救済活動とペニー・ランチ
——スーザン・ウォートンによるセツルメント運動に着目して

第2報告

一木優花(東北大学・院)

黒人自由闘争における地域社会と「ブラック・パワー」の日常実践
——黒人女性活動家ジェニファー・ローソンの事例から

第3報告

大賀瑛里子(昭和女子大学)

1980年代後半から1990年代初頭のハワイ観光開発をめぐる議論
——ハワイ先住民・地元住民のリゾート開発への認識

司会者

野口久美子(明治学院大学)

土屋匠平氏は、従来の学校給食史研究では十分な検討がなされてこなかった制度化以前の草の根の実践に焦点を当て、世紀転換期フィラデルフィアにおける黒人児童を対象とした米国初の給食ペニー・ランチの活動を分析した。白人女性による黒人児童向けの救済・教育活動はセツルメント運動史においても光を当てられることは少なかった。報告では、活動の中心人物であるスーザン・ウォートンが、フィラデルフィアの数世代にわたるキューカーによる奴隷制廃止運動の系譜上にあると指摘した。土屋氏はウォートンの回顧録や活動の議事録の分析を通じて、ウォートンのペニー・ランチは、単なる「ギフト」としての慈善活動ではなく、「食」を通じて、黒人児童の自立(self-support)と自尊心(self-respect)を育むものだったとする。黒人児童の学習権と生存権を保障し健康支援や教育機会の確保を目的とした、後の公的な制度化につながる先駆的な教育実践であったと結論付けた。

次に、一木優花氏は、従来二元論的に捉えられがちであった公民権運動とブラック・パワー運動の関係性を「黒人自由闘争」史研究の文脈で統合して問い直し、アメリカ南部の地域社会における日常実践としてブラック・パワーを再評価することを試みた。報告は、これまで周縁化されてきたアフリカ系アメリカ人女性活動家ジェニファー・ローソンの事例を取り上げ、一木氏による本人へのインタビュー調査も踏まえて、ローソンがアラバマ州ラ

ウンズ郡で行った有権者登録運動や政治教育などの草の根の活動を分析した。活動の背景にはローソンが幼少期に経験した自律・自立的な黒人コミュニティの存在や、南部の歴史に根ざしたストーリーテリングなどの文化、SNCC (Student Nonviolent Coordinating Committee: 非暴力調整委員会) の非階層的な組織文化があったと論じた。一木氏は、ローソンの実践は日常的・地域的な視野から黒人の自己決定力を高めていった事例であったとし、ラディカルで男性優位的なイメージがある「ブラック・パワー」像の見直しを迫った。

最後に、大賀瑛里子氏は、日本資本によるリゾート開発が急拡大した 1980 年代後半から 90 年代初頭のハワイを対象に、先住民や地元住民が開発をどのように認識し、抵抗したかを論じた。大賀氏は、ハワイの運動家たちが、「第三世界観光超教派教会連合 (ECTWT)」といった教会ネットワークを基盤に、アジア太平洋地域の運動と連携するトランスナショナルな抵抗を展開したことを明らかにした。報告では、先住民による「ハワイ宣言」などの史料や ECTWT のニュースレター、日本のガイドブックなどから、観光開発が「新たな形の搾取」と見なされており、土地や先祖を家族と考える先住民の価値観と、核家族や家父長制、資本主義を中心にした日本の企業文化との間に衝突があったことが示された。同時に、先住民の主張に賛同する日本人も存在し、ハワイという地域の問題が太平洋を越えた人の移動や文化交流の文脈で展開されたと結論付けた。

質疑応答では、土屋氏にウォートンの活動とアボリショニズムとの具体的な関連性や活動資金、優生学と当時の食育の関係についての質問が寄せられた。一木氏には、ブラック・パワー研究の新たな動向や、ローソンの活動とブラック・フェミニズムとの関係、ローソンの SNCC に対する評価などについて質問が上がった。大賀氏には、報告で用いられた「地元住民」の定義や、地域社会においての経済的営みと抵抗のバランスを取るオルタナティブな開発の実践などについて質問が寄せられた。本セッションは、それぞれ異なる時代と地域を扱いながらも、周縁化された人々による、土地に根差した主体的な実践や思想に光を当てた報告だった。アメリカ史の多層的な理解を深める上で非常に示唆に富むものであった。

(文責：蒲大輝)

セッション B

第 1 報告

中村信之 (神田外語大学)

アメリカのパブリック・ディプロマシー黎明期

——ニコラス・バトラーとカーネギー国際平和財団を中心に

第2報告

安田求（慶應義塾大学・院）

アメリカにおける宗教右派と共和党の協力関係ができるまで
——中絶をめぐる価値観と政党戦略の交錯

第3報告

佐原彩子（共立女子大学）

「サバイバル英語」の成立——難民定住がもたらした英語教育への変化

司会者

南修平（専修大学）

中村氏による第一報告は、1925年から1945年にカーネギー国際平和財団（CEIP）のディレクターを務めたニコラス・マレイ・バトラーの思想が、同財団のパブリック・ディプロマシーの活動にいかに関与したのかを検討した。アメリカは伝統的に自由主義と共和主義を掲げ、国家による情報統制には慎重な立場をとってきた。殊に諜報・情報操作などのブラック・プロパガンダを忌避し、CEIPの活動は事実に基づくホワイト・プロパガンダの範疇で模索され、啓発的・文化的な情報発信を志した。中村氏は、その具体的な取り組みとして、CEIPが展開した大学生向けの「国際関係クラブ」に着目した。当該事業は、次世代の市民がひとつの観点に偏ることなく、国際問題に対して多角的に思考する素地を育てることを目的とし、その議論の場を提供したとされる。しかしながら、市民的議論の促進を装いつつ実際には社会主義的文献を排除した「選定図書」が配布されるなど、明確な思想的管理を通じた世論形成の試みが見られ、自由主義と情報統制が併存するという矛盾を孕んでいた。

こうした矛盾は、バトラー自身の思想とも関連する。彼は自由主義を標榜しつつも、ムッソリーニ政権の秩序形成に一定の共感を示し、権威による社会統合の必要性を認識していた。これは当時のアメリカ社会における民主主義の脆弱性に不安を抱いた知識人層の間で共有されていた感覚でもあり、「市民に主権があるべき」とする理想の一方で、「秩序ある統治には強力な権限が不可欠ではないか」とする葛藤が共存していた。こうしたバトラーの理念は、CEIPのパブリック・ディプロマシーの活動にも反映され、民主主義の回復を掲げつつ、実際には特定の価値観を普及させようとする統制的側面を併せ持っていた。またパブリック・ディプロマシーの実践は、国内では共和主義的価値の再確認を通じた国民の結束を意図し、同時に国際主義の推進を伴う文化帝国主義的性格を帯びていたという。

質疑応答では、1930年代という日米関係悪化の時期に、日本の学生がどのようにこの活動に参加し得たのか、また日本帝国の国外領土出身者が「日本人」として扱われていたのかという国民概念の問題が提起された。また、「文化的インタレスト」という用語が、政治・経済とは異なる非介入的関心を意味するのか、あるいはアメリカ的価値観を魅力として他国に浸透させる文化的帝国主義の装置であったのかという問いも出され、教育・文化を通じて価値浸透の政治性が改めて問われた。

安田氏による第二報告は、中絶問題をめぐる宗教右派と共和党との関係がいかに構築されていったのか、そのプロセスを明らかにした。とりわけ、従来の研究では十分に検討されてこなかった、宗教的価値観がいかにして共和党政権の制度設計にまで浸透したのか、その過程に焦点を当てた。*Roe v. Wade* 判決以降の宗教保守勢力による中絶規制の取り組みは1970年代半ばに一時的に停滞するも、その挫折を受けて、アメリカ・カトリック教会はパストラル・プランを策定・実施するに至った。その成果の一つが、1976年に成立したハイド修正条項である。同条項は、公的医療保険による中絶費用の補助を禁止するものであり、特に貧困層の女性に対して実質的に中絶の選択肢を奪うこととなった。さらに同時期、1980年の大統領選挙では、ロナルド・レーガンが中絶問題を明確に争点化したことで、「中絶」は共和党対民主党の党派的对立軸として定着した。これにより、福音派やプロテスタントを中心とした宗教右派団体が結集し、モラル・マジョリティとして組織化された。この過程で、宗教右派は共和党支持へと急速に傾斜し、価値観と政策を共有するかたちで、両者の間に実利的な同盟関係が築かれた。

本報告が強調したのは、このような「実利的な同盟関係」が、いかにして「制度的な同盟関係」へと深化したのかというプロセスである。特にレーガン政権期には、保守派活動家モートン・ブラックウェルが、宗教右派の意見を政権中枢に届ける制度的枠組みを整備し、政権内部に宗教右派人材を登用する人的インフラの構築を主導した。これにより、宗教的価値観が政策決定の場に直接届く制度的メカニズムが形成され、宗教右派と共和党との関係は、人的な連関によって恒常的に支えられる制度的同盟へと深化したという。

質疑応答では、対象とする時間軸をより長期にとり、共和党とプロライフの関係性をより歴史的に検討する必要性が指摘された。また、宗教右派と共和党の接近を、党内のヘゲモニー闘争の文脈のなかで分析すべきとの意見も寄せられた。

佐原氏の第三報告は、1970年代後半に展開されたインドシナ難民への「サバイバル英語(survival English)」がどのように制度化され、アメリカの英語教育全体に構造的変容をもたらしたのかを究明した。サバイバル英語は、英語を母語としない成人が就労に必要な最低

限の言語能力を短期間で習得することを目的とし、特に言語力が初級・中級レベルの難民を対象に、就業準備教育として設計された。この英語教育は公民権運動以降の言語教育政策と深く結びつき、一律の英語教育が教育機会の平等性を損なうとみなされた 1974 年の *Lau v. Nichols* 判決を契機に多言語話者への配慮が制度的に位置付けられた。しかしながら、難民再定住センターの教材は、低賃金労働に必要な言語能力に特化しており、「命令に従う良き労働者」としての振る舞いが教育内容に組み込まれていた。こうした教育は単なる言語指導にとどまらず、アメリカ社会の文化規範を内面化させる手段でもあり、難民に欠如していると見なされた文化的能力を英語学習という名目で補填する試みでもあった。

このような教育実践は、やがて英語教育の制度的な転換へとつながっていく。先行研究では、英語教育が難民の社会適応を促進する手段として肯定的に評価されてきたが、本報告ではむしろ、インドシナ難民の受け入れを契機として、それまでの成人英語教育が能力ベース (competency-based) へと再構成されていった点に注目した。特に CB/ESL (Competency-Based English as a Second Language) と呼ばれる教育モデルは、アカデミックな英語と非アカデミックな実用英語を明確に分離し、後者を中心に据えたカリキュラムが難民定住プログラムに適用され、他地域からの難民教育にも波及していった。佐原氏は、こうした CB/ESL の普及は、難民の社会的地位を従属的に固定し、移動や上昇の可能性を制限するという批判を展開した。英語教育が「自立支援・救済」の名のもとに最低限の能力獲得に焦点化することで、学習者の文化的・言語的資本が軽視され、結果的に新自由主義的な能力主義を支える装置として機能してきた側面も否めないという。最後に、インドシナ難民の流入が英語教育を社会秩序維持の一環として制度化させ、CB/ESL による選別的教育が成人難民に適用されたことにより、英語を唯一の文化資本とみなす英語至上主義的な価値観が再生産されたことを指摘した。

質疑応答では、英語教育自体の功罪、すなわち難民の社会適応を支援する有効な手段である一方で、彼らの文化資本を損なう危険性も併せ持つ側面について問いが投げかけられた。佐原氏は非自発的移動を強いられた人々に対し、制度的に選別を行う構造自体に批判的な視座が必要であると応答した。あわせて比較の視点から、他地域からの難民や日本のベトナム難民再定住教育、戦前の日本語教育、「やさしい日本語」政策などとの比較、難民自身や教員の視点を組み込んだ分析の必要性も今後の課題として提示された。

文責 笹倉佳蓮 (一橋大学・院)

シンポジウム B 13:30～16:30 (H 棟 201 教室)

アメリカ医療福祉制度の変遷と展望

報告者：

牧田義也（一橋大学）

20 世紀初頭のニューヨーク市における知的障害施策の展開

平体由美（東洋英和女学院大学）

公衆衛生の女性化——1920 年代の公衆衛生看護教育

山岸敬和（南山大学）

トランプ 2.0 における医療をめぐる政治的争い

コメンテーター：

佐藤千登勢（筑波大学）

司会者：

藤田怜史（岐阜市立女子短期大学）

第二次トランプ政権下、WHO からの脱退表明や、反ワクチン発言で知られるロバート・ケネディ・ジュニアの厚生長官への登用といった施策が注目を集めている。本シンポジウムは、近年のアメリカにおけるこうした健康・医療保険制度および公衆衛生をめぐる動向を、歴史的文脈に位置づけて考察することを目的に開催された。医療の社会化・公共化が推進された 20 世紀の流れをトランプ政権の施策が大きく退行させることになるのではとの問題意識から、20 世紀前半を対象とした第一・第二報告で医療化や公衆衛生を、第三報告でトランプ政権の現状を扱った。

第一報告で牧田義也氏は、20 世紀初頭のニューヨーク市ランダルズ島における知的障害者養護施設に焦点を当て、知的障害の「医療化」の歴史的形成過程を考察した。牧田氏は、健常者とは一見して区別困難な軽度知的障害者の診断をめくり、医師・患者・家族・隣人・施設管理者・慈善活動家が競合していたと主張した。当時、遺伝学・優生学的な見地から知的障害者の完全隔離が提唱されていたにもかかわらず、ランダルズ島養護施設の実態はそれとは乖離していた。牧田氏はまた、知的障害理解が人種化・階級化・ジェンダー化されていたことも指摘した。以上より、20 世紀のアメリカにおける医療化のプロセスが、その初期段階から既に消滅・後退を含んでいたことが明らかにされた。

第二報告で平体由美氏は、大都市に偏重してきた既存の医療史・公衆衛生史に対し、農村部人口過疎地域に着目することで、1920 年代に保健所・公衆衛生の女性化が起こった要因を検討した。20 世紀初頭以降、医療の専門職化・科学化が進行し、男性医師の大都市志向が明確化する一方、地域の保健所には女医や看護婦が参入した。平体氏によれば、母子衛生

事業にマッチングファンド式連邦補助金を投入することを定めた1921年のシェパード＝タウナー法が、上記の流れに拍車をかけた。同法により看護教育の標準化が進むとともに、南部・西部州は保健所維持のために赤十字等の派遣する看護婦への依存傾向を強めた。このように平体氏は、現場のニーズと医療の人材育成の相互作用が、公衆衛生の女性化を招いたと論じた。

第三報告で山岸敬和氏は、第二次トランプ政権下における医療制度の現状と課題を析出した。山岸氏によれば、反ワクチンを筆頭とする同政権の反エリート・反科学政策により、アメリカでは科学や専門性への信頼が低下している。同政権はまた、年々深刻化するフェンタニル問題に対し、刑事司法的対策を講じるとともに他国への攻撃姿勢を強めている。さらに山岸氏は、アメリカのWHOからの脱退表明に代表される多国間協力への消極的姿勢について、将来的に予想される感染症への備えを脆弱にすると指摘した。このように、アメリカにおいて国内ではフェンタニル、国外では感染症の問題が懸念されるなか、政府や専門家への信頼回復が急務だと結論された。

コメンテーターの佐藤千登勢氏は、まず牧田氏に対し、報告に登場しなかった精神科医の位置づけや、施設の報告書史料に「知的障害者」の「主体性」を読み取ることの是非について質問した。次に平体氏に対しては、当時の医学・医学教育のなかでの公衆衛生の位置づけや、南部の人種秩序と公衆衛生との関わりなどについて質問を行った。最後に山岸氏に対しては、アメリカにおける反ワクチン派の長い歴史的潮流においてトランプ政権がどう位置づけられるのかを中心に質問した。

これに対して牧田氏は、19世紀初頭の段階では精神医学というより遺伝学や優生学が、知的障害をめぐる議論において大きなプレゼンスを有していたと回答した。また、「知的障害者」の主観的な認識を史料から読み取ることは困難だとしながらも、彼女たちの行動が持つ社会的意義を論ずることは可能だと強調した。平体氏は、地域の医師が公衆衛生に積極的に参画したイギリスと異なり、当時のアメリカでは医師は公衆衛生をむしろ敵対視していたと述べた。さらに、黒人看護婦が居場所を与えられなかったために黒人独自の公衆衛生が発達するなど、南部における人種秩序の影響を提示した。山岸氏は、第一次・第二次トランプ政権を比較した際、政策の重点が反オバマ・ケアから反ワクチンへと移っていることを指摘した。また、反ワクチンと宗教右派や黒人との歴史的結びつきを示し、伝統的な問題が新しい装いで繰り返されているのだと述べた。

会場からも多岐に渡る質問や論点が提出され、シンポジウムは活況を呈した。ほんの一例を挙げれば、「科学」と「非科学」の境界をどのように考えればよいのかという問いが寄せられ、各報告者の間で次のような議論が展開された。まず山岸氏は、「科学」が競合的な場であることを強調した牧田氏の報告を引きながら、「反科学」を掲げる姿勢自体には一定の

理解を示した。他方で平体氏は、著書執筆に際して参照した論文やデータがトランプ政権下で削除された経験から、将来的な検証が不可能にされてしまいかねない現況を問題視した。牧田氏は、20 世紀を「医療化」の世紀と指定して同世紀後半から「脱医療化」が開始されたとする言説に対し、実際は 19 世紀から現在に至るまで「科学」は競合の場であり続けたのだと改めて指摘した。そのうえで、「科学」をめぐるせめぎ合いが必ずしも特殊アメリカ的な事象ではなく、例えば日本でも同様の動きが見られるのではないかという問題提起を行った。本シンポジウムは、アメリカの医療・公衆衛生の現状と展望を歴史的観点から考究する意欲的な試みであり、参加者各位にとって有意義な場となった。

(文責 倉岡玲弥)

シンポジウム C 13:30~16:30 (H 棟 202 教室)

アメリカ史における「忘却」という暴力——先住民市民権法から 100 年

報告者：

地村みゆき (愛知大学)

20 世紀転換期アメリカの先住民知識人と「忘却のメカニズム」

中野由美子 (成蹊大学)

ウォードシップからシティズンシップへ

——1924 年市民権法と先住民の土地・人権問題

川浦佐知子 (南山大学)

標本・遺骨・人権

——1990 年アメリカ先住民墓地保護および返還法 (NAGPRA) と先住民の記憶

コメンテーター：

森丈夫 (福岡大学)

司会者：

野口久美子 (明治学院大学)

本シンポジウムでは、1924 年の先住民市民権法制定から 100 年という節目にあたり、アメリカ史における先住民の存在と彼らへの暴力がどのように「忘却」されてきたのか、そのメカニズムと抵抗の歴史が三つの報告を通じて多角的に検討された。

第一報告者の地村みゆき氏は、20 世紀転換期に活動したアメリカ・インディアン協会 (SAI) の知識人オヒエサとジトカラ・サの自伝や刊行物に注目し、彼らの語りがいかに植民地主義的暴力を「不可視化」するメカニズムに関与していたか、また、両者が求めた「アメリカ市民権」とは何かを考察した。まず、オヒエサについては、「自然と共存する純粋な

インディアン像」を演じつつも、先住民文化の可視化や継承、植民地主義的暴力を記録していた点が指摘された。一方、ジトカラ・サは、SAI や女性クラブでの活動を通じて先住民女性の政治的役割を前面に出し、白人主流社会への同化や土地の強奪の経験を自らの手で描き出していた。報告の後半では、SAI が求めた市民権が、部族主権を保持したままアメリカ社会で対等な立場を維持する「重層的市民権(multi-layered citizenship)」であり、先住民の存在をアメリカ社会に認めさせるための手段であったと論じられた。また、先住民が自らの「可視化」を実現するためにインディアンを演じたことは、植民地主義的暴力の不可視化やステレオタイプの再生産を招くリスクを孕んでいた。しかし、こうしたジレンマを抱えながらも、SAI の知識人たちは先住民へのイメージを逆手に取り、生き延びるための戦略として活用していたと地村氏は強調した。彼らは植民地主義的枠組みの中で、「声なき声」を主流社会に届けるために白人に都合の良い「インディアン」を演じていたのである。

続く中野由美子氏は、先住民市民権法をめぐるニューメキシコ州のプエブロ諸族の対応から、先住民社会における「ウォードシップ(後見権)」と「シティズンシップ(市民権)」の間の緊張関係を分析した。合衆国の建国以来、土地問題は先住民政策の根幹にある問題であった。そのうえで、1924 年法における市民権の付与は「インディアン部族の財産権」と密接な関係にあった。プエブロ指導層は市民権獲得が州による土地への課税につながることを警戒し、部族の財産権を守るために、引き続き連邦政府がプエブロの土地の受託者として行動するよう請願していたと中野氏は指摘する。土地という財産を死守するためのウォードシップか、人権を擁護するためのシティズンシップかという相剋のなかで、プエブロは、画一的な同化を拒否し、土地を死守するための現実主義的な戦略をとった。中野氏は新たなシティズンシップ概念を理解するために、従来の「同化主義」という意味合いを排し、先住民社会に根ざした如何なるシティズンシップがあったのかを問い直すべきだと提起した。

第三報告者の川浦佐知子氏は、先住民市民権法以降に先住民の人権が回復・保障されてこなかった歴史を踏まえて、1990 年の「アメリカ先住民墓地保護および返還法(NAGPRA)」の制定が先住民の人権回復に持つ意義を論じた。先住民墓地の盗掘や博物館などでの「標本」としての収蔵は、組織的かつ長期間に行われてきた。1980 年代には先住民墓地の保護を訴える活動が展開され、アメリカ考古学会などの抵抗にあいつつも、NAGPRA 制定によって、先住民の遺骨や埋葬品などを含む文化財の返還と先住民墓地の保護が約束された。NAGPRA を現在に至るまで遵守していない博物館には、未だに 21 万 6 千体以上の遺骨が存在する。遺骨返還は、先住民が単なる研究対象ではなく、歴史と尊厳を持つ「人間」であることを合衆国社会に認めさせる闘いであると川浦氏は指摘した。

これらの報告に対し、コメンテーターの森丈夫氏は、本シンポジウムの主題を合衆国や日本のアメリカ史研究自体も加担してきた「忘却のメカニズム」への挑戦と位置づけた。地

村氏には、先住民知識人は同化の成功例とされてしまったのではないか、「市民」の規範を守りつつ「先住民」との紐帯を守ろうとすることができたのかが問われた。中野氏には、プエブロはなぜ「ウォードシップ」を信頼できたのかという疑問が提起された。川浦氏には、遺骨返還をめぐって先住民以外からの助力はあったのか、重層的市民権はアメリカに受け入れられたのかといった問いがなされた。

地村氏は、先住民知識人にとって、主流社会への順応は必ずしも先住民性の喪失を意味しなかったと回答した。彼らは自らを先住民であると同時に「最初のアメリカ人」として認識していたため、市民的義務としての第一次世界大戦への従軍や戦時公債の購入に積極的に関与していた。また、彼らが求めた理想と保留地の先住民の現実には乖離があった可能性はあるが、その活動は先住民の未来を見据えたものであったと指摘した。中野氏は、ウォードシップとシティズンシップの間の利益と損失の類型をふまえて、土地の信託管理が利点となるような法的地位をプエブロ族が選び取っていたと回答した。川浦氏は、先住民部族の歴史・文化に理解を有するモンタナ州選出ジョン・メルチャー上院議員や、協議に関わった上院特別調査委員会委員長ダニエル・イノウエ議員による法案提出へ向けての働きかけを指摘した。また、学芸員が先住民による遺骨返還のプロセスに参加することで、「所蔵品」を「遺骨」という眼差しで見えるように変わっていった様子について論じ、主流社会の受け止め方が変化しつつあることを示した。一方で、先住民ネイションが有する土地権利や水利権については、主流社会の理解が進んでいないと指摘した。

フロアとの質疑応答では、アイヌ民族を含む世界的な先住民の遺骨返還運動との関連など、多岐にわたる議論が交わされた。市民権と人権の意味合いについて川浦氏は、先住民の遺骨返還は先住民の人権回復に関する問題であり、「過去の人々」とされてきた先住民の人々が、未来に続く時間軸を取り戻すことであると論じた。歴史とは何かという問題に迫る鋭い提起だと言える。一参加者としては、昨年年第21回アメリカ史学会シンポジウムBでのテーマでもある、国や地域ごとに移住者の数を制限した1924年移民法と同年の先住民市民権法の連関について、どのように論じられるのかという課題を得た。本シンポジウムは、市民権、土地、遺骨という具体的なテーマを通じて、アメリカの根幹にある先住民への構造的な暴力と、それに抗う先住民の多様な戦略と記憶の闘いを浮き彫りにする時間となった。

(文責 蒲大輝)